

薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を  
改正する件 新旧対照表

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省  
告示第二百九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第1 1～1087 （略） <u>1088 薬剤溶出型大腿動脈用ステント</u>	別表第1 1～1084 （略） （新設）
別表第2 1～927 （略） 928 <u>針なし造影剤輸液セット用延長チューブ</u>	別表第2 1～927 （略） 928 <u>針無し造影剤輸液セット用延長チューブ</u>